

## 原子力災害対策指針（改定）に対する緊急アピール

2015年4月22日に改定された原子力災害対策指針は、「UPZの目安である30キロメートルの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある」「UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある」という記述を削除した。

これに対し、京都府、滋賀県の5市町の首長は連名で、「UPZ圏外とされた自治体であっても、UPZ圏内の自治体に準じた環境を有すると自ら判断して、UPZ圏内の自治体と同様又は順次他防災計画を策定するなど積極的な対策を講じる自治体に対して、『原子力災害事前対策』をはじめ応急対策、中長期対策などについて国等の当該自治体への支援に係る記述をぜひ追加すべきである」との意見を6月19日付け文書で、原子力規制委員会の田中俊一委員長と原子力規制庁の池田克彦長官に提出した。

私たち「脱原発をめざす首長会議」が、会員首長の自治体を対象に昨年4月調査をしたところ、UPZ内自治体の避難先となっている圏外の自治体からは「原子力災害対策での制度面、財政面での支援がまったくなされていない」と、改善を求める声がすでに上がっていた。

今回の5市町の首長の意見は、原子力規制委員会をはじめとする政府関係機関が、原子力災害に対応しようとしている自治体の現状と課題をなお直視せず、正確に把握していないことに起因するものと言わざるを得ない。

私たち自治体の首長は、災害時において住民の生命と財産を守る責務を有している。その重い責務を確実に果たすためには、私たち自治体の要望にこたえる原子力災害対策指針が政府によって策定されていることが大前提となる。

よって、私たちは、京都府・滋賀県の5市町の首長の意見を、国の原子力災害対策指針に確実に反映されるよう、ここに強く求めるものである。

2015年7月11日  
脱原発をめざす首長会議